

- (常任委員会の設置)
第1条 議事に常任委員会を置く。
- (常任委員会の名称、委員定数及びその所管等)
第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。
- (1) 総務委員会 8人
ア 総合戦略局の所管に属する事項
イ 総務部の所管に属する事項
ウ 財政部の所管に属する事項
エ 危機管理部の所管に属する事項
オ 会計課の所管に属する事項
カ 選挙管理委員会の所管に属する事項
キ 監査委員の所管に属する事項
ク 他の委員会の所管に属さない事項
- (2) 厚生委員会 8人
ア 健康福祉部の所管に属する事項
イ こども部の所管に属する事項
ウ 福祉事務所の所管に属する事項
エ 病院局の所管に属する事項
- (3) 経済文教委員会 8人
ア 住民自治局の所管に属する事項
イ 産業振興部の所管に属する事項
ウ 文化観光部の所管に属する事項
エ 教育委員会の所管に属する事項
オ 農業委員会の所管に属する事項
- (4) 建設環境委員会 7人
ア 環境エネルギー部の所管に属する事項
イ 交通部の所管に属する事項
ウ 建設部の所管に属する事項
エ 上下水道局の所管に属する事項
- 2 議員は、それぞれ一の常任委員となる。
- (常任委員の任期)
第3条 常任委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。
- 2 常任委員の改選が任期満了前に行われたときの改選前の常任委員の任期は、前項の規定にかかわらず、その改選が行われたときまでとする。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (議会運営委員会の設置等)
第4条 議事に議会運営委員会を置く。
- 2 議会運営委員会の委員定数は、10人とする。
- 3 議会運営委員の任期については、前条の規定を準用する。
- (常任委員及び議会運営委員の任期の起算)
第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。
- (特別委員会の設置等)
第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。
- 2 特別委員会の委員定数は、議会の議決で定める。
- 3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。
- (資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)
第7条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第1項の規定にかかわらず資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。
- 2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員定数は、前条第2項の規定にかかわらず、10人とする。
- (委員の選任)
第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)の選任は、議長の指名による。
- 2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。
- 3 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。
- 4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第3項の例による。
- (委員長及び副委員長)
第9条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- (委員長及び副委員長がともにないときの互選)
第10条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。
- 2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。
- (委員長の議事整理権、秩序保持権)
第11条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。
- (委員長の職務代行)
第12条 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- 2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。
- (委員長及び副委員長の辞任)
第13条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

- (議会運営委員及び特別委員の辞任)
- 第14条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。
- (招集)
- 第15条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。
- (オンラインを活用した委員会)
- 第15条の2 委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から、又は大規模な災害が発生したことにより、委員会の招集場所への参集が困難と判断される実情がある場合において、議会の機能維持の観点から必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「オンライン」という。)を活用した委員会(以下「オンライン委員会」という。)を開会することができる。
- 2 前項の規定は第9条第2項に規定する委員長及び副委員長の互選を行う委員会には適用しない。
- 3 第1項の規定によりオンライン委員会が開会される場合において、委員会の招集場所への参集が困難な委員は、あらかじめ委員長の許可を得て、当該招集場所以外の場所からオンラインによって当該委員会に参加することができる。
- 4 前項の規定によりオンラインで委員会に参加した委員については、委員会に出席したものとみなしてこの条例の規定を適用する。
- (定足数)
- 第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。
- (表決)
- 第17条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 2 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。
- (委員長及び委員の除斥)
- 第18条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一人身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。
- (除斥委員の傍聴禁止)
- 第18条の2 除斥されている委員は、委員会を傍聴することができない。
- (委員会の公開)
- 第19条 委員会の会議は、原則これを公開する。
- 2 会議の公開に関し必要な事項は、議長が別に定める。
- (秘密会)
- 第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、オンライン委員会は、秘密会とすることができない。
- 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いずに委員会に諮って決める。
- (出席説明の要求)
- 第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。
- (秩序保持に関する措置)
- 第22条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、松本市議会会議規則(昭和42年議会規則第1号。以下「会議規則」という。)又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。
- 2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させること(オンライン委員会において、第15条の2第3項の規定により当該委員会にオンラインによって参加する委員にあっては、当該オンラインによる参加を中止させることをいう。)ができる。
- 3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。
- (公聴会開催の手続)
- 第23条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。
- 2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。
- (意見を述べようとする者の申出)
- 第24条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。
- (公述人の決定)
- 第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。
- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。
- (公述人の発言)
- 第26条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。
- 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。
- (委員と公述人の質疑)

第27条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第29条 委員会が参考人の出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、前3条の規定を準用する。

(記録)

第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印をしなければならない。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長が保管する。

(会議規則への委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

1 この条例は、昭和42年10月1日から施行する。

2 松本市議会委員会条例(昭和31年条例第43号)は、廃止する。

3 昭和49年5月1日から昭和50年4月30日までの間における常任委員会の委員の定数は、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

常任委員会の名称	定数
総務委員会	13人
教育民生委員会	13人
経済委員会	14人
建設委員会	14人

4 四賀村、安曇村、奈川村及び梓川村の編入の日から編入後最初に行われる一般選挙により選出される松本市の議会の議員の任期に相当する期間までの間に限り、常任委員会の委員の定数は、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

常任委員会の名称	定数
総務委員会	10人
教育民生委員会	10人
経済環境委員会	10人
建設委員会	9人

5 波田町の編入の日(この項において「編入日」という。)から編入日において現に在任する松本市の議会の議員の残任期間に相当する期間までの間に限り、常任委員会の委員の定数は、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

常任委員会の名称	定数
総務委員会	11人
教育民生委員会	11人
経済環境委員会	10人
建設委員会	10人

附 則(昭和45年11月2日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年10月18日条例第47号)

この条例は、松本市組織条例(昭和46年条例第38号)の施行の日から施行する。

(昭和46年規則第38号で昭和46年11月5日から施行)

附 則(昭和47年3月18日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年4月24日条例第22号)

この条例は、昭和49年5月1日から施行する。

附 則(昭和50年5月13日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年6月26日条例第37号)

この条例は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則(昭和56年6月26日条例第46号)

この条例は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則(平成3年3月8日条例第26号)

この条例は、平成3年5月1日から施行する。

附 則(平成4年2月26日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年3月12日条例第42号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月18日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正前の松本市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)による教育民生委員会(以下「旧教育民生委員会」という。)の委員は、この条例による改正後の松本市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)による教育民生委員会(以下「新教育民生委員会」という。)の委員に、改正前の条例による経済委員会(以下「経済委員会」という。)の委員は、改正後の条例による経済環境委員会(以下「経済環境委員会」という。)の委員となるものとし、新教育民生委員会の委員の任期は、旧教育民生委員会の委員の、経済環境委員会の委員の任期は、経済委員会の委員の残任期間とする。
附 則(平成10年3月13日条例第33号)
この条例は、平成10年4月1日から施行する。
附 則(平成11年3月12日条例第33号)
この条例は、平成11年4月1日から施行する。
附 則(平成12年3月2日条例第41号)
この条例は、平成12年4月1日から施行する。
附 則(平成13年3月16日条例第49号)
この条例は、平成13年4月1日から施行する。
附 則(平成14年3月15日条例第39号)
この条例は、平成14年4月1日から施行する。
附 則(平成15年3月14日条例第29号)
この条例中第2条第1号の改正規定(「10人」を「9人」に改める部分を除く。)は平成15年4月1日から、その他の改正規定は平成15年5月1日から施行する。
附 則(平成16年5月17日条例第18号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成16年6月24日条例第23号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成17年3月22日条例第170号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 四賀村、安曇村、奈川村及び梓川村の編入に伴い議員となった者が最初に選任された常任委員会の委員の任期は、この条例による改正後の松本市議会委員会条例第3条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する常任委員会の委員の任期満了の日までとする。
附 則(平成18年3月16日条例第42号)
この条例は、平成18年4月1日から施行する。
附 則(平成19年3月14日条例第31号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成21年3月23日条例第35号)
この条例は、平成21年4月1日から施行する。
附 則(平成22年3月19日条例第97号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成22年3月31日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の松本市議会委員会条例の規定による総務委員会、教育民生委員会、経済環境委員会又は建設委員会(以下「改正前の委員会」という。)の委員、委員長又は副委員長である者は、それぞれ改正後の松本市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による総務委員会、教育民生委員会、経済環境委員会又は建設委員会(以下「改正後の委員会」という。)の委員、委員長又は副委員長に選任され、又は互選されたものとみなし、その任期は、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、改正前の委員会の委員の任期満了の日までとする。
- 3 波田町の編入に伴い議員となった者が最初に選任された常任委員会の委員の任期は、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、改正前の委員会の委員の任期満了の日までとする。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の委員会において審査又は調査を継続している事件は、それぞれ改正後の委員会に承継されたものとみなす。
附 則(平成23年3月18日条例第16号)
この条例は、平成23年5月1日から施行する。
附 則(平成24年3月1日条例第66号)
この条例は、平成24年4月1日から施行する。
附 則(平成25年2月21日条例第2号)
この条例は、平成25年3月1日から施行する。
附 則(平成27年3月13日条例第49号)
この条例は、平成27年4月1日から施行する。
附 則(令和3年3月22日条例第53号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(令和3年3月22日条例第55号)
(施行期日)
- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正前の松本市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)による教育民生委員会(以下「教育民生委員会」という。)の委員は、この条例による改正後の松本市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)による厚生委員会(以下「厚生委員会」という。)の委員に、改正前の条例による経済地域委員会(以下「経済地域委員会」という。)の委員は、改正後の条例による経済文教委員会(以下「経済文教委員会」という。)の委員となるものとし、厚生委員会の委員の任期は、教育民生委員会の委員の、経済文教委員会の委員の任期は、経済地域委員会の委員の残任期間とする。

- 3 改正後の条例第2条第1項の規定にかかわらず、改正前の条例による総務委員会が令和2年度において行った調査研究テーマに係る取組み(松本市議会基本条例(平成21年条例第34号)第2条第2号及び第10条の規定に基づいて各常任委員会が行う政策の立案及び提言に関する取組みをいう。以下同じ。)については、当分の間、改正後の条例による総務委員会がこれを所管し、教育民生委員会が令和2年度において行った調査研究テーマに係る取組みについては、当分の間、厚生委員会がこれを所管し、経済地域委員会が令和2年度において行った調査研究テーマに係る取組みについては、当分の間、経済文教委員会がこれを所管し、改正前の条例による建設環境委員会が令和2年度において行った調査研究テーマに係る取組みについては、当分の間、改正後の条例による建設環境委員会がこれを所管する。